

(趣旨)

第1条 この告示は、宝達志水町起業・創業等支援事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、宝達志水町補助金等交付規則(平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業・創業等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合(以下「起業」という。)

イ 町内で事業を営んでいる個人又は法人が、その事業を継続しつつ、日本標準産業分類の中分類が異なる事業を町内で開始する場合(以下「第二創業」という。)

ウ 町内で事業を営んでいる個人又は法人が、町内で事業を継続させるため別の者に事業を全て承継し、経営改善や事業拡大に取り組む場合(以下「承継」という。)

(2) 新事業所 起業・創業等に伴い、町内において新たに開業、第二創業又は承継をする事務所、店舗、工場等の事業所(人が常駐していない事業所は含まない。)、キッチンカー(町内に事務所を有することが必要)又はコンテナハウスをいう。

(3) 創業支援事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の認定を受けた宝達志水町創業支援事業計画に定める認定連携創業支援事業者(宝達志水町商工会、株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫及び株式会社日本政策金融公庫)をいう。

(4) 起業・創業日等 起業においては、新たに会社を設立した日を、個人事業者にあつては新事業所の開業日を、第二創業にあつては新たな事業を開始する日を、承継にあつては事業譲渡日又は事業承継した者の開業日をいう。

(5) 税金等 町税、分担金、負担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町に対する納付金をいう。

(対象となる事業及び補助金の目的)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次条に定める対象となる者が行う場合であつて、次項に定める起業・創業等支援事業とし、補助金は、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内においてこれを交付することにより、地域の賑わいを促進し、もって本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

2 前項に定める補助対象事業は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業者が創業支援事業者の支援を受けて事業計画書等を作成し、計画の実効性が確認された事業であること。

(2) 商工業であること。起業においては、創業により町内において新たに事業所等を新設する事業であり、第二創業及び承継は、町内で事業を実施すること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する起業・創業等でないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業でないこと。

(5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

(6) 町外又は町内からの移転による事業でないこと。

(7) 仮設テントによる起業・創業等でないこと。この場合において、キッチンカー又はコンテナハウスによる起業・創業等においては、飲食の提供又は物販を主とするものとし、キッチンカーによる起業・創業等においては、週1回町内で年間50回程度の営業を行うこと。

(8) その他町長が適切でないとは判断する事業ではないこと。

(対象となる者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「事業者」という。)は、補助金の交付申請年度に起業・創業等をする者であつて、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 税金等を滞納していない者であること。

(2) 同種の補助金の交付を受けたことのない者であること。

(3) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していない者であること。

(4) 起業・創業等に際して法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに取得する見込みがある者であること。

(5) 許認可等を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受けている者又は開業までに取得する見込みがある者であること。

(6) 新事業所の事業活動に直接携わる者であること。

(7) 起業・創業等に際し、宝達志水町商工会経営指導員の指導を受け、起業・創業等の後において宝達志水町商工会に加盟し、継続的に経営指導を受ける者であること。

(8) 代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行中又はその執行を受けることがない者であること。

(9) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者でないこと。

(10) 事務所、店舗及び工場については、下水道施設に接続している者であること。ただし、接続していない者は、補助対象事業認定書を町長に提出するまでに接続することとする。なお、下水道施設が整備されていない地域で起業・創業等をする場合は、合併浄化槽を整備すること。

(対象となる経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定める経費とする。

2 補助対象経費について、国、県その他団体から補助金又は助成金の交付を受ける場合は、補助対象経費から、国、県その他団体の補助金又は助成金の対象経費を控除するものとする。

3 補助対象経費は、150万円を超えなければならない。150万円以下の場合は、補助の対象とならない。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める金額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(対象事業の認定)

第7条 町長は、事業者が補助対象事業を行う場合において、第3条の目的の達成に寄与するものであると認められるときは、補助金を交付できる事業として認定するものとする。

2 対象事業の認定には、条件を付することができる。

3 対象事業の認定を受けようとする者は、補助対象事業認定申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。

4 町長は、補助対象事業の認定又は不認定を決定したときは、認定申請を行った者に対し、補助対象事業認定(不認定)通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

5 前各項の規定により認定を受けた者は、第9条第1項に規定する申請をする前であっても当該事業に着手できるものとする。
(認定の取消し)

第8条 町長は、前条第4項の規定により認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する事業でなくなったとき。

(2) 第4条に規定する者に該当しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、補助金等交付対象事業認定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 第7条第4項の規定により補助対象事業認定通知書を受け、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

2 当該補助金の申請回数は次のとおりとする。

(1) 起業又は承継の申請は、それぞれ1回までとする。

(2) 第二創業については、起業又は承継の際に当該補助金の交付を受けた者も申請できるものとする。ただし、起業又は承継の際に当該補助金の交付を受けた日から3年を超えなければ、申請できないものとする。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、担当職員による実地調査を行うとともに、必要に応じて申請者に報告を求めるものとし、申請者はこれに協力しなければならない。

(交付の条件)

第10条 補助金は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存すること。

(2) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

(決定の通知)

第11条 町長は、第9条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、規則第6条の規定により補助金等の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(変更等の承認)

第12条 前条の規定により補助金等交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、事業変更等承認申請書(様式第6号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 補助金の額が増額となる変更をする場合

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の減額をする場合

(3) 事業内容の重要な部分を変更する場合

(4) 補助事業を中止する場合

(5) 補助事業を廃止する場合

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めたときは、承認の決定をし、事業変更等承認(不承認)通知書(様式第7号)により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、規則第12条に規定により補助事業等実績報告書(様式第8号)を、開業後速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条に規定する補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 規則第16条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金等(精算)請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第16条 町長は、[規則第17条](#)の規定により申請者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 正当な理由なくして、[第9条第3項](#)の規定による町長の調査に応じないとき。
 - (2) 起業した年を含む5年以内に対象事業の内容を変更し、[第3条](#)に規定する事業以外の事業に変更するとき。
 - (3) 新事業所の開設から5年以内に許可なく事業を廃止するとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) その他町長が相当の理由があると認めるとき。
- 2 町長は、[前項](#)の規定により取消しをしたときは、補助金等交付決定(全部・一部)取消通知書([様式第11号](#))により通知するものとする。
- (補助金の返還)
- 第17条 町長は、[前条](#)の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、[規則第18条](#)の規定により期限を定めて補助金等返還命令書([様式第12号](#))により返還を命じなければならない。
- (その他)
- 第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
- 附 則
- この告示は、平成29年12月1日から施行する。
- 附 則(平成31年3月13日告示第24号)
- この告示は、公表の日から施行する。
- 附 則(令和3年9月24日告示第70号)
- この告示は、公表の日から施行する。
- 附 則(令和3年12月22日告示第86号)
- この告示は、公表の日から施行する。
- 附 則(令和4年2月21日告示第16号)
- この告示は、公表の日から施行する。
- 附 則(令和6年3月28日告示第48号)
- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則(令和7年3月17日告示第27号)抄
- (施行期日)
- 1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行後にした行為に対して、他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 別表第1(第5条関係)

補助対象経費	補助対象経費の内訳
(1) 新事業所の建築・改修経費及び土地・建物の取得等に要する経費	新事業所の開業に必要な建築・改修工事費、建物・土地の購入費及び賃借料(最高6箇月分)並びに建物等の設計・施工管理費 ※住宅等他の用途部分は、対象外とする。 ※住宅併用店舗の場合は、住宅部分及び住宅共用部分は対象外とする。 ※キッチンカーの車両及びコンテナハウスの本体取得費は、対象外とする。
(2) 機械・設備購入費	新事業所の開業又は操業に必要な機械・設備の購入費
(3) 備品購入費	新事業所の開業又は操業に必要な備品購入費 ※パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的にも使用できるものは対象外とする。 ※備品は耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものとする。

(4) 広告宣伝費(ホームページ作成費含む。)	新事業所の情報を発信するための経費
(5) その他町長が認める起業に必要な経費	※全て領収書等により支払金額及び支払先を証明するものが必要となる。

別表第2(第6条関係)

補助金額	補助対象経費の50%以内の額とする。	
補助限度額	補助基本額100万円に下記(1)から(3)までの額を加算した額とする。	
	(1) 町外からの転入者	25万円
	(2) 従業員を雇用して創業する場合	25万円
	(3) 地域資源を活用した商品開発又サービスの提供及び販路開拓を主業とする場合	25万円

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

宝達志水町長 様

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

補助対象事業認定申請書

下記の事業の実施に当たり、宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助対象事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 新事業所の名称

2 新事業所の業務内容

3 開業予定日

4 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙その1)
- (2) 収支予算書(別紙その2)
- (3) 新事業所の位置図
- (4) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種に限る。ただし、当該許認可を申請中の場合も可能とする。)
- (5) 新事業の雇用計画書(従業員を雇用して創業する場合に限る。)
- (6) 納税証明書(過年度分(過去3年度分)及び現年度分)
- (7) 見積書
- (8) その他町長が必要と認める書類

※認定申請時において、添付できない場合は、後日速やかに提出する。

1 申請者の概要

氏名 (法人は代表者)		男女	生年月日 年 月 日	年齢 歳
住所			電話番号 () -	
法人名 (法人の場合)				
創業の動機				
略歴				
法律に基づく 資格等	名称	番号	取得年月日	
特許等	(具体的内容)			
1 信用保証協会に対する求償債務者又は連帯保証人になって 2 現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けて 3 現在、公租公課を滞納して 4 現在、銀行取引停止処分を受けて			いずれかに○	
			いる	いない
			いる	いない
			いる	いない
			いる	いない

2 事業の概要

創業予定年月	年 月			
創業形態	個人・法人・NPO	資本金（法人のみ） 千円		
業 種				
従業員数	人 (内訳：常用 人、臨時 人、家族・役員 人)			
許認可の状況	・必要なし ・取得済 ・申請中	名 称	番 号	取得年月日
事業の内容 (セールスポイント)				
主要製品（商品名）・ サービス				
主要取引（販売先） 又はターゲット				

3 事業の見通し（月平均）

		創業当初	軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高、売上原価（仕入高）及 び経費を計算した根拠
売上高 ①				
売上原価 ② (仕入高)				
経 費	人件費（注）			
	家 賃			
	支 払 利 息			
	そ の 他			
	合 計 ③			
利 益 ①－②－③				

(注) 個人営業の場合、事業主分は含めない。

4 資金計画

所 要 資 金			調 達 方 法	
内 訳		金額（千円）	内 訳	金額（千円）
設 備 資 金	店舗、工場、機械、備品、 車両など (内訳)		自己資金 家族、知人等からの借入 町補助金 金融機関等借入 その他	
	商品仕入、経費支払資金、 広報宣伝など (内訳)			
合 計			合 計	

5 宝達志水町商工会経営指導員の意見

経営指導員氏名

別紙その2

収支予算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	補助対象経費	補助対象外経費	備 考
取得・改修費等				
機械・設備費				
備品購入費				
広報宣伝費				
その他				
合 計				

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 様

宝達志水町長 国

補助対象事業認定（不認定）通知書

年 月 日付で申請のあった補助対象事業の認定について、宝達志水町起業・創業等
支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき補助対象事業に認定（不認定）したので、同条第
4項の規定により下記のとおり通知します。

記

新事業所の名称	
新事業所の業務内容	
認定番号	
補助対象経費 （不認定の場合はそ の理由）	円
認定の条件	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

様

宝達志水町長

国

補助金等交付対象事業認定取消通知書

年 月 日付け 第 号により認定をした事業について、宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、補助金交付対象事業の認定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 新事業所の名称
- 3 新事業所の業務内容
- 4 認定取消しの理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

宝達志水町長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

印

補助金等交付申請書

下記の事業の実施に当たり、宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助対象事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請の審査を行うに当たり、下記の事項に相違ないことを確認するとともに、住民登録及び町税等の納付の状況について、本町職員が調査することに同意します。

記

- 1 新事業所の名称
- 2 新事業所の業務内容
- 3 開業予定日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(別紙その1)
 - (2) 収支予算書(別紙その2)
 - (3) 新事業所の位置図
 - (4) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種に限る。ただし、当該許認可を申請中の場合も可能とする。)
 - (5) 登記事項証明書の写し(既に法人登記を行った場合に限る。)
 - (6) 新事業の雇用計画書(従業員を雇用して創業する場合に限る。)
 - (7) 納税証明書(過年度分(過去3年度分)及び現年度分)
 - (8) 見積書
 - (9) その他町長が必要と認める書類

1 申請者の概要

氏名 (法人は代表者)		男女	生年月日 年 月 日	年齢 歳
住所			電話番号 () -	
法人名 (法人の場合)				
創業の動機				
略歴				
法律に基づく 資格等	名称	番号	取得年月日	
特許等	(具体的内容)			
1 信用保証協会に対する求償債務者又は連帯保証人になって 2 現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けて 3 現在、公租公課を滞納して 4 現在、銀行取引停止処分を受けて			いずれかに○	
			いる	いない
			いる	いない
			いる	いない
			いる	いない

2 事業の概要

創業予定年月	年 月			
創業形態	個人・法人・NPO	資本金（法人のみ） 千円		
業 種				
従業員数	人 (内訳：常用 人、臨時 人、家族・役員 人)			
許認可の状況	・必要なし ・取得済 ・申請中	名 称	番 号	取得年月日
事業の内容 (セールスポイント)				
主要製品（商品名）・ サービス				
主要取引（販売先） 又はターゲット				

3 事業の見通し（月平均）

		創業当初	軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高、売上原価（仕入高）及 び経費を計算した根拠
売上高 ①				
売上原価 ② (仕入高)				
経 費	人件費（注）			
	家 賃			
	支 払 利 息			
	そ の 他			
	合 計 ③			
利 益 ①－②－③				

(注) 個人営業の場合、事業主分は含めない。

4 資金計画

所 要 資 金			調 達 方 法	
内 訳		金額（千円）	内 訳	金額（千円）
設 備 資 金	店舗、工場、機械、備品、 車両など (内訳)		自己資金 家族、知人等からの借入 町補助金 金融機関等借入 その他	
	商品仕入、経費支払資金、 広報宣伝など (内訳)			
合 計			合 計	

5 宝達志水町商工会経営指導員の意見

経営指導員氏名

別紙その2

収支予算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	補助対象経費	補助対象外経費	備 考
取得・改修費等				
機械・設備費				
備品購入費				
広報宣伝費				
その他				
合 計				

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

様

宝達志水町長

印

補助金等交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、宝達志水町補助金等交付規則第6条及び宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付(不交付)の決定をしたので、通知します。

記

補 助 年 度		年度
補助事業等の名称		宝達志水町起業・創業等支援事業
新事業所の名称		
新事業所の所在地		
申請者	住 所	
	氏 名	
交付決定書		金 円
新事業所の 事業内容 (不交付の理由)		
交付の条件		(1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存すること。 (2) 事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して行うこと。

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

宝達志水町長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

印

事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金等交付決定通知書を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）承認を受けたいので、宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認定番号	
新事業所の名称	
(変更・中止・廃止)の理由	
変更のあった事項	
添付書類	1 変更事業計画書(別紙その1) 2 変更収支予算書(別紙その2) 3 その他町長が必要と認める書類
事業実施予定期間	当初 年 月 日～ 年 月 日 変更 年 月 日～ 年 月 日

(注) 変更前及び変更後の事業の内容並びに経費の配分を比較対照できるよう、変更前を赤字又は()書に2段書すること。

1 申請者の概要

氏名 (法人は代表者)		男女	生年月日 年 月 日	年齢 歳
住所			電話番号 () -	
法人名 (法人の場合)				
創業の動機				
略歴				
法律に基づく 資格等	名称	番号	取得年月日	
特許等	(具体的内容)			
1 信用保証協会に対する求償債務者又は連帯保証人になって 2 現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的手続きを受けて 3 現在、公租公課を滞納して 4 現在、銀行取引停止処分を受けて			いずれかに○	
			いる	いない
			いる	いない
			いる	いない
			いる	いない

2 事業の概要

創業予定年月	年 月			
創業形態	個人・法人・NPO	資本金（法人のみ） 千円		
業 種				
従業員数	人 (内訳：常用 人、臨時 人、家族・役員 人)			
許認可の状況	・必要なし	名 称	番 号	取得年月日
	・取得済 ・申請中			
事業の内容 (セールスポイント)				
主要製品（商品名）・ サービス				
主要取引（販売先） 又はターゲット				

3 事業の見通し（月平均）

		創業当初	軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高、売上原価（仕入高）及 び経費を計算した根拠
売 上 高 ①				
売 上 原 価 ② (仕 入 高)				
経 費	人件費（注）			
	家 賃			
	支 払 利 息			
	そ の 他			
	合 計 ③			
利 益 ① - ② - ③				

（注）個人営業の場合、事業主分は含めない。

4 資金計画

所 要 資 金			調 達 方 法	
内 訳		金額（千円）	内 訳	金額（千円）
設 備 資 金	店舗、工場、機械、備品、 車両など (内訳)		自己資金 家族、知人等からの借入 町補助金 金融機関等借入 その他	
	商品仕入、経費支払資金、 広報宣伝など (内訳)			
合 計			合 計	

5 宝達志水町商工会経営指導員の意見

経営指導員氏名

別紙その2

変更収支予算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	補助対象経費	補助対象外経費	備 考
取得・改修費等				
機械・設備費				
備品購入費				
広報宣伝費				
その他				
合 計				

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

様

宝達志水町長

国

事業変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった事業の変更等の承認について、宝達志水町起業・創業等
支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により承認（不承認）したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 新事業所の名称
- 3 新事業所の業務内容
- 4 変更事項
- 5 （不承認の場合その理由）

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

宝達志水町長 様

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

国

補助事業等実績報告書

年 月 日付け 第 号により認定を受けた事業を下記のとおり実施したので、宝達志水町補助金等交付規則第12条及び宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 認定番号

2 新事業所の名称及び所在地

3 新事業所の業務内容

4 添付書類

- (1) 収支決算書(別紙)
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 営業許可証の写し(申請時に未提出の場合に限る。)
- (4) 新事業所及び機械設備、備品等の写真(補助金で購入した場合に限る。)
- (5) 新事業所の位置図
- (6) 新事業所の雇用実績(従業員を雇用して創業した場合に限る。)
- (7) 開業届の写し(個人の場合に限る。)
- (8) 登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。)
- (9) その他町長が必要と認める書類

収支決算書

収入の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	補助対象経費	補助対象外経費	備 考
取得・改修費等				
機械・設備費				
備品購入費				
広報宣伝費				
その他				
合 計				

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名 様

宝達志水町長 印

補助金確定通知書

年 月 日付け補助金事業実績報告書を審査の結果、宝達志水町補助金等交付規則第13条及び宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記の金額を補助金として確定する。

記

金 円

様式第10号(第15条関係)

年 月 日

宝達志水町長 様

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

⑩

補助金等(精算)請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった事業について、下記の金額の交付を受けたいので、宝達志水町補助金等交付規則第16条第2項及び宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

補 助 年 度	年度		
補助事業等の名称	宝達志水町起業・創業等支援事業		
新事業所の名称			
請 求 額	円		
内 訳	交付決定額		円
	交付済額		円
	精算請求額		円
	残 額		円

補助金等振込先

金融機関名		口座種別 (いずれかに○)
支 店 名		普通 ・ 当座
口 座 名 義 <カナ>	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口 座 番 号		

様式第11号(第16条関係)

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者氏名 様

宝達志水町長 図

補助金等交付決定(全部・一部)取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした補助金等について、下記の理由により交付の決定の(全部・一部)を取り消したので、宝達志水町補助金等交付規則第17条及び宝達志水町起業・創業等支援事業補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき通知します。

記

補 助 年 度	年度
補助事業等の名称	宝達志水町起業・創業等支援事業
新事業所の名称	
認 定 番 号	
決 定 の 区 分	全部取消し ・ 一部取消し
取 消 し の 理 由	
変更前の交付決定額	円
変更後の交付決定額	円
交 付 済 額	円
返 還 額	円

様式第12号(第17条関係)

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者氏名 様

宝達志水町長 図

補助金等返還命令書

年 月 日付け 第 号で金額を確定した(交付決定を取り消した)

補助金等について、宝達志水町補助金等交付規則第18条及び宝達志水町起業・創業等支援事業
補助金交付要綱第17条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

補 助 年 度	年度
補助事業等の名称	宝達志水町起業・創業等支援事業
新事業所の名称	
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
交 付 済 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
返 還 額	円